

地域交通安全活動推進委員に関する規程の制定について (通達)

平成3年3月14日

熊交指甲第394号

〔沿革〕 平成10年3月熊交企甲第183号改正

このたび、地域交通安全活動推進委員に関する規程（平成3年熊本県公安委員会規程第2号）が制定され、平成3年3月14日から施行されることとなったが、運用上留意すべき事項は、下記のとおりであるから、誤りのないようになされたい。

記

1 委嘱（第3条関係）

- (1) 地域交通安全活動推進委員（以下「推進委員」という。）の活動区域を管轄する警察署長（以下「署長」という。）は、適任者の推薦に当たっては、原則として70歳未満の者から行うものとする。
- (2) 警察本部長（以下「本部長」という。）は、地域交通安全活動推進委員委嘱簿（別記様式第1号）を備え付け、活動区域ごとに推進委員の委嘱状況を明らかにしておくものとする。

2 講習（第5条関係）

- (1) 本部長は、推進委員に対する講習を実施したときは、その結果を地域交通安全活動推進委員講習実施簿（別記様式第2号）に記録しておくものとする。
- (2) 本部長は、道路交通法第108条の31第2項第11号の規定により、熊本県交通安全活動推進センターが行う推進委員に対する研修の内容、実施時期等について指導するものとする。

3 指導（第6条関係）

地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則第9条に規定する推進委員に対する指導は、講習時における指導のほか、次により行うものとする。

警察署等への招致による指導

文書の配布による指導

警察官による巡回指導

4 その他

(1) 推進委員に関する報告

署長は、推進委員が次のいずれかに該当することとなったときは、速や

かに本部長に報告しなければならない。

氏名、住所、職業その他身上に異動が生じたとき。

死亡したとき。

活動中に災害を受けたとき。

活動に関し、他人に損害を与えたとき。

活動に関し、紛議が生じ、又は生ずるおそれがあるとき。

その他特異重要なものと認めるとき。

(2) 地域交通安全活動推進委員協議会に関する報告

ア 署長は、地域交通安全活動推進委員協議会（以下「協議会」という。）の活動のうち、交通の安全と円滑を図る上で効果があると認められる事例については、その都度、本部長に文書で報告しなければならない。

イ 署長は、毎年協議会の活動結果を翌年の1月20日までに、地域交通安全活動推進委員協議会活動状況報告書（別記様式第3号）により、本部長に報告しなければならない。

別記様式（略）